

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、平成23年4月に結婚式及び披露宴を開催する予定であった申立人夫婦について、原発事故により結婚式等を開催することができなくなったことに係る慰謝料が一時金として賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2及び同X3（以下併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | |
|--------------------------|----------|
| （1）面会交通費（申立人X1分） | 80,256円 |
| （自平成23年4月1日 至平成24年5月31日） | |
| （2）精神的損害（申立人X1及び同X2分） | 100,000円 |
| （結婚式及び披露宴の中止に係る精神的損害） | |
| （3）本件和解仲介に関する弁護士費用 | 5,408円 |

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目に対する和解金として金185,664円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解

契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
平成31年4月5日

(仲介委員 中村 芳彦)